(下線部は改正部分)

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

改正後

第1 一般共通

1 点検要領等

設備毎の点検・整備項目は、「施設機械設備点検・整備項目表 令和2年4月 農林水産省農村振興局整備部」 によるものとする。

- 2 [略]
- 3 点検・整備原価

3-1~3-3 [略]

3-4 共通仮設費

1) • 2) [略]

[削る。]

改正前

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

第1 一般共通

1 点検要領等

各設備毎の点検・整備項目は、「施設機械設備点検・整備項目表 令和2年4月 農林水産省農村振興局整備部」 によるものとする。

- 2 [略]
- 3 点検・整備原価

3-1~3-3 [略]

3-4 共通仮設費

1)・2) [略]

_[派遣	費算定	例]	旅行日	点核	険・整備作業	宿泊	日額旅費
	<u>ケース</u>	算 定 条 件	旅 費		日当・宿	泊費	賃金・点検
	1	<u>ライトバン 片道 80km</u> (一般道 80km)	<u>ライトバン損料</u> (80/30=2.7h)		<u>「2級以下相当4</u> 日当	人上	点検整備工賃 賃金×0.5日

	<u>ケース</u>	算定条件	<u>旅 費</u>	日当・宿泊費	賃金・点検整備間接費
ĺ	<u>1</u>	ライトバン 片道 80km	ライトバン損料	「2級以下相当4人」	点検整備工賃金
		(一般道 80km)	(80/30=2.7 h)	<u> 日当</u>	賃金×0.5 日×4 人=賃金計
			運転1日当たり損料	<u>0,000円×2月=0,000円</u>	
		点検整備工(2級相当) 4人	3 時間まで	宿泊費乙	点検整備間接費
			<u>0,000円×2月=0,000円</u>	0,000円×1泊=0,000円	賃金計×点検整備間接費率
		0.25 日 0.25 日	ガソリン○○円×15.7 ポデ		
		×·····×	(往復) =0,000円	点検·整備工(2級相当以下)	
		作業	計 0,000円	1人当たり 00,000円	
			(宿泊地から現場間の移動に	<u>00,000円×4人=00,000円</u>	
		(ライトバン移動時間6時間	関する費用は直接経費(率)		
		未満より旅行日往復 0.5	<u>に含まれているため計上し</u>		
		<u>日計上)</u>	<u>ない)</u>		
	<u>2</u>	ライトバン 片道 195km	ライトバン損料	<u>「2級以下相当4人」</u>	点検整備工賃金
		(高速道120km、一般道75km)	(120/80 + 75/30 = 4.0 h)	日当	賃金×1.0 日×4 人=賃金計
			運転1日当たり損料	<u>0,000円×2月=0,000円</u>	
		点検整備工(2級相当) 4人	4 時間	宿泊費乙	点検整備間接費
		0.5日 0.5日	<u>0,000円×2月=0,000円</u>	<u>0,000円×1泊=0,000円</u>	賃金計×点検整備間接費率
		×·····×	ガソリン〇〇円×23.2 ***		
		作業	(往復) = 0,000円	点検·整備工(2級相当以下)	
			計 0,000円+高速料金	1人当たりの,000円	
		(ライトバン移動時間6時間	(宿泊地から現場間の移動に関	<u></u>	
		以上より旅行日往復 1.0	する費用は直接経費(率)に含		
		<u>日計上)</u>	まれているため計上しない)		

- (注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。
 - 2. 旅行日は、往復の計算で6時間未満の場合は0.5日、6時間以上の場合は、1.0日計上する。
 - 3. 旅費については、原則ライトバンで計上する。
 - 4. 高速料金は別途計上する。
 - 5. 点検・整備作業が連続で実施できない場合は、必要に応じた回数の旅費等を計上する。
 - 6. 日当・宿泊費の単価は「国家公務員等の旅費に関する法律」を準用する。

改正後	改正前
3) 宿泊費 <u>及び宿泊手当</u> 宿泊費 <u>及び宿泊手当</u> 算出における点検整備工の標準編成人員は、「施設機械設備点検・整備標準歩掛について」の表-2·2·4 または表-3·2·1 による。	3) 宿泊費 宿泊費算出における点検整備工の標準編成人員は、「施設機械設備点検・整備標準歩掛について」の表-2・ 2・4 または表-3・2・1 による。
「削る。」	ケース 算定条件 宿 泊 費
4 [略]	4 [略]
第2~3 [略]	第2~3 [略]